

議案第 42 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 権利放棄の内容

伊賀市社会福祉協議会に対して市が出資した出捐金について、権利を放棄するものである。

2 権利放棄する金額

100,000,000円

3 相手方

伊賀市上野中町 2976 番地の 1
社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会
会長 福壽 勇

4 放棄の理由

地域福祉事業等の財源に充当するため、権利を放棄しようとするものである。